

2021年1月1日以降始期用

事業活動
全般

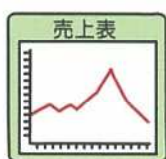
感染症による予期せぬ事業中断。
新型コロナウイルス感染症に対する備えができました。

ビジネス総合保険制度 休業に関する補償 感染症補償特約

新たなリスクへの 備えは十分ですか？

新型コロナウイルス感染症の感染者発生による休業は事業継続に大きな影響を与えます。「感染症補償特約」は保険の対象の施設に所定の感染症の感染者が発生した場合に生じる休業損失や各種費用(消毒費用等)を補償します。(営業自粛は対象外です)

●お支払いする保険金



事故による
売上損失



売上高減少の防止・軽減
営業継続費用



施設の
消毒費用



PCR検査等
検査費用



予防接種等の
予防費用

2021年1月1日以降に保険期間を開始する
「休業に関する補償」付帯のすべてのご契約に自動セットされます。

詳細は裏面をご覧ください

ご存じですか？ 感染者発生による休業から営業の再開までには様々な費用がかかります。

例 感染者が発生した際の流れ

- 保健所から被保険者に「先週、店舗を利用したお客様が新型コロナウイルス感染症のPCR検査で陽性であることが判明したので、店舗を消毒するように」との連絡があった。

感染者の発生



消毒作業



PCR検査
予防接種等



- 連絡を受け、被保険者は店舗を休業。保健所からの指示に基づいて消毒業者を手配し、店舗の消毒作業を実施。消毒完了後に営業を再開した。

- 店舗での感染拡大防止を目的として、勤務する従業員の感染有無を確認するため、PCR検査、予防接種等を実施した。

「感染症補償特約」は保険の対象となる施設で感染者が発生し休業した場合の休業損失や各種費用が補償の対象となります。（営業自粛は対象外です）

お支払い対象となる事故

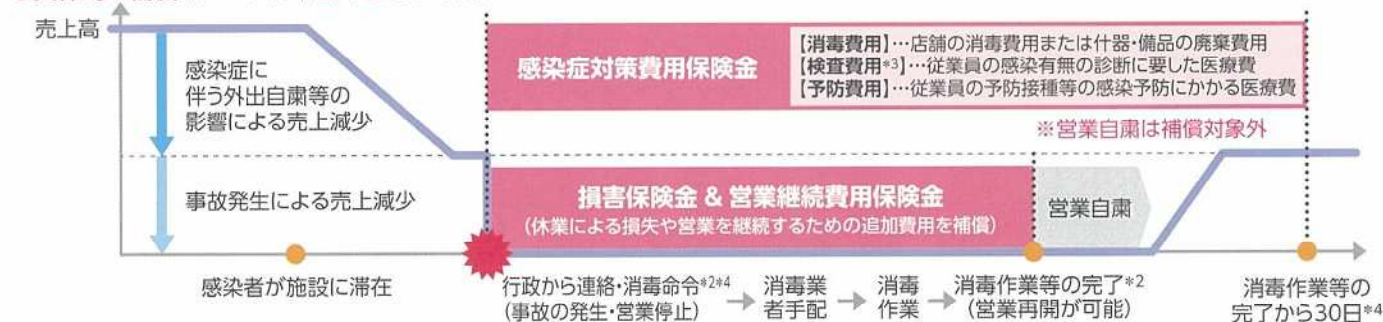
- **対象事故** この特約における保険の対象の施設が感染症の原因となる病原体に汚染された、またはその疑いがある場合に、保健所その他の行政機関によって、その施設の消毒命令等の行政措置がなされたこと（以下「事故*1」といいます。）

お支払いする保険金

感染症補償特約では、以下の保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金支払対象期間	支払限度額
損害保険金	事故*1によってお客様の営業が休止・阻害されたために生じた損失額（売上高減少高×補償割合）の金額	「保健所その他の行政機関によって、行政措置（施設の消毒命令等）の連絡がなされた日」から「その行政措置が解除された日（消毒作業等の完了した日）」までとします。*2	1事故につき、損害保険金および営業継続費用保険金を合算して500万円とします。
営業継続費用保険金	事故*1による売上高の減少を防止または軽減するために生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える費用（追加費用）	「保健所その他の行政機関によって、行政措置（施設の消毒命令等）の連絡がなされた日」から「その行政措置が解除された日（消毒作業等の完了した日）」から起算して30日を経過した日」までとします。*4	1事故につき、100万円とします。
感染症対策費用保険金	事故*1によって発生した、営業継続費用とはみなされない「消毒費用」「検査費用*3」「予防費用」	—	—
請求権の保全・行使手続費用保険金	事故*1について、他人に損害賠償請求できる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続をするための費用	—	実費とします。

- 具体的な補償イメージは下図のとおりです。



*1 新型コロナウイルス感染症の感染者*5が施設の占有部分に滞在または接触した場合は、消毒命令等の行政措置がなされないときも、事故に該当します。ただし、その施設の占有部分について必要かつ有益な消毒がなされた場合に限りません。

*2 *1の事故の場合は、「下表の右欄の日」から「消毒が完了した日」までとします。

感染者*5が医師により陽性診断される前に、施設の占有部分について必要かつ有益な消毒を開始した場合	感染者*5が、医師により陽性診断される前に感染の疑いがある状態で、施設の占有部分に滞在または接触した事実を被保険者が最初に認識した日
感染者*5が医師により陽性診断された後に、施設の占有部分について必要かつ有益な消毒を開始した場合	施設の占有部分に滞在または接触した感染者*5が、医師により陽性診断された事実を被保険者が最初に認識した日

*3 被保険者またはその使用人を対象に、感染の有無を医師が診断するために支出した医療費等の費用を補償します。また、新型コロナウイルス感染症に限り、感染症の病原体に感染した疑いがある者を対象に、その感染の有無を判定するために支出した検査費等の費用も補償します。感染の有無を診断または判定するための検査とは、PCR検査、抗原検査等をいいます。一方、抗体検査は、現在の抗体の保有有無を調べる検査であり、感染の有無を判定するための検査ではないため、該当しません。

*4 *1の事故の場合は、「新型コロナウイルス感染症の感染者*5が、医師により陽性診断される前に感染の疑いがある状態で、施設の占有部分に滞在または接触した事実」または「医師により陽性診断された事実」を被保険者が最初に認識した日」から「消毒が完了した日」から起算して30日を経過した日」までとします。

*5 医師により陽性診断された者をいい、施設の占有部分に滞在または接触した後に陽性診断された場合を含みます。ただし、陽性診断前に施設の占有部分の必要かつ有益な消毒を開始した場合は、「陽性診断前に感染の疑いがある状態で、施設の占有部分に滞在または接触した事実」を被保険者が最初に認識した時からその日を含めて14日以内に陽性診断された者に限りません。

損害保険金の算出について

休業に関する補償では、保険金支払対象期間に応じた前年度の売上高を基準に損害保険金を算出します。外出自粛等の影響により事故前の売上高が前年対比で大幅に減少していた場合、この減少後の売上高を基準に事故による売上減少高を推定し、損害保険金を支払います。事故の発生にかかわらず売上高の減少額（外出自粛等の影響による減少額）まで補償するものではありませんので、ご注意ください。

特約名	対象となる感染症	【ご注意】保険金をお支払いできない場合
感染症補償特約 休業条項に自動セット	2020年7月1日現在の感染症法において一類から三類までの感染症として規定されている「新型コロナウイルス感染症」も含む 19種類の感染症が対象です。 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1型、H7N9型）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	次のような場合には保険金をお支払いすることができません。 ●脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為 ●行政機関からの要請等による営業自粛 ●「休業に関する補償」の新規契約について、保険期間の初日からその日を含めて15日以内に発生した事故

本チラシは、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会を契約者とするビジネス総合保険制度（事業活動包括保険）（休業に関する補償）の感染症補償特約の概要をご紹介します。保険の内容の詳細はビジネス総合保険制度（事業活動包括保険）「パンフレット」またはご契約者である団体の代表者にお渡ししている「約款」をご確認ください。ご契約に際しては、必ずビジネス総合保険制度（事業活動包括保険）「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明の点については代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
www.tokiomarine-nichido.co.jp

E15-21270 (3) 増202202
0288-AH09-B20045-202112